〇指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(下線部が変更部分)

改 正 後	現行
障発0805第 4 号	障発0805第 4 号
平成23年8月5日	平成23年8月5日
(最終改正)	(最終改正)
障発0701第 1 号	<u>障 発 0703第 1 号</u>
<u>令和7年7月1日</u>	<u>令和6年7月3日</u>
都道府県知事	都道府県知事
指定都市市長	指定都市市長
各中核市市長殿	各中核市市長殿
関係団体の長 地方厚生(支)局長	関係団体の長 地方厚生(支)局長
地力序工(文)向政	地力学生(文) 向政
厚生労働省社会・援護局	厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長	障害保健福祉部長
(公印省略)	(公印省略)
指定施設における業務の範囲等について	指定施設における業務の範囲等について
(略)	(略)
1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲	1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲
(略)	(略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院にあっては、児童福祉施設の設備及び	(3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院にあっては、児童福祉施設の設備及び運
運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 21 条第1項 <u>、第3項</u> 及び第	営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 21 条第1項及び第6項に規定
6 項に規定する個別対応職員、家庭支援専門相談員 <u>、心理療法担当職員</u> 、児童指導員	する個別対応職員、家庭支援専門相談員、児童指導員及び保育士並びに「里親支援専
及び保育士並びに「里親支援専門相談員の配置について」(令和6年4月8日付けこ	門相談員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第 233 号)に規定する里
支家第 233 号)に規定する里親支援専門相談員(以下「里親支援専門相談員」とい	親支援専門相談員(以下「里親支援専門相談員」という。)
う。)	

- (4) 施行規則第2条第4号に規定する児童養護施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項、第3項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」(令和3年3月8日付け子発0308号)別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に規定する自立支援担当職員(以下「自立支援担当職員」という。)並びに里親支援専門相談員
- (5) (略)
- (6) 施行規則第2条第4号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員並びに自立支援担当職員

(7)・(8) (略)

- (9) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の8第1項に規定する相談 援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当 職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令 和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する個別対応職員
- (10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)並びに「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士
- (11) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項、第2項及び第4項並びに第30条において準用する第33条第1項に規定する母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員及び保育士並びに自立支援担当職員

(4) 施行規則第2条第4号に規定する児童養護施設にあっては、児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準第 42 条第1項、第3項及び第5項に規定する児童指導員、 保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並び に「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」(令和3年3月8日付け 子発 0308 号)別紙(自立支援担当職員加算実施要綱)に規定する自立支援担当職 員(以下「自立支援担当職員」という。)及び里親支援専門相談員

(5) (略)

(6) 施行規則第2条第4号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準第 73 条第1項に規定する心理療法担当職員、児童指導 員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員

(7)・(8) (略)

- (9) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、 相談援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法 担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置につい て」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する個別対応職員
- (10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)並びに児童相談所運営指針(令和6年3月30日付けこ支虐第164号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士
- (11) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準第27条第1項<u>及び</u>第2項に規定する母子支援員、少年を 指導する職員<u>及び</u>心理療法担当職員並びに自立支援担当職員<u>及び「家庭支援専門相 談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員</u> の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する個別対応職

(12)・(13) (略)

員

(12)・(13) (略)

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日付け児発第450号)別紙(施設機能強化推進費実施要綱)に規定する市町村連携支援員並びに「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員

(15)・(16) (略)

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 15 条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員 (査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283号)第 11 条の2第1項 及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号) 第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、 社会福祉法第 15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相 |談室の設置運営について| (昭和 39 年4月 22 日付け厚生省発児第 92 号) 別紙 (家庭児童相談室設置運営要綱) 第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社 会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事す る職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」 (昭和 45 年4月9日付け社庶第 74号)に規定する面接員に相当する職員、困難な 問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項 に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラ ム策定事業の実施について」(平成 26 年9月 30 日付け雇児発 0930第4号) 別紙 に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員、「ひとり親家庭相談支援体制強化

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあっては、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準第 88 条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当 者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「里親養育包括支援(フォスタリン グ)事業の実施について」(平成 31 年4月 17 日付け子発 0417 第3号)別紙(里 親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自 立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業 指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支 家第 234 号)に規定する家庭支援専門相談員

(15)・(16) (略)

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 15 条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員 (査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283号)第 11 条の2第1項 及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号) 第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、 社会福祉法第 15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相 談室の設置運営について」(昭和 39 年4月 22 日付け厚生省発児第 92 号) 別紙 (家庭児童相談室設置運営要綱) 第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社 会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する 職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭 和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74号) に規定する面接員に相当する職員、困難な問題 を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項に規 定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) 第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策 定事業の実施について」(平成 26 年9月 30 日付け雇児発 0930第4号) 別紙に規 定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための

事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第214号) 別紙(ひとり親家庭相 談支援体制強化事業実施要綱) に規定する就業支援専門員、生活保護法(昭和25年 法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就 労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号) 別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(18) ~ (21) (略)

- (22) 施行規則第2条第 10 号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成 14 年5月7日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号) 別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙2「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (23) ~ (34) (略)
- 2 (略)
- 3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助 の実務経験を有すると認められる職種の範囲

(略)

- (1) 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」(令和7年5月9日付け <u>こ支家第211号)別紙(ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「就業</u> 支援事業」を行う施設
 - 就業相談業務を行う相談員
- (2) (略)
- (3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所、 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(別添1(自立支援プログラム 策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保 護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援

相談窓口の強化事業の実施について」(平成 26 年3月 31 日付け雇児発 0331 第5 号)別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年3月 31 日付け社援発第 0331021 号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(18) ~ (21) (略)

(22) 施行規則第2条第 10 号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成 14 年5月7日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号)別紙2「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(23) ~ (34) (略)

- 2 (略)
- 3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助 の実務経験を有すると認められる職種の範囲

(略)

- (1) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇 児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子 家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施 設
 - 相談員
- (2) (略)
- (3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所<u>及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日</u>

保発0409第1号)に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付け社援保発0330第12号)に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第55条の10第1項第1号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第2号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第3号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所及び同項第4号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所

- 就労支援員
- 被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- 家計改善支援員
- 居住支援員
- (4) 都道府県社会福祉協議会
 - ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援 発0727第2号) 別添<u>15</u>(日常生活自立支援事業実施要領) 5 (1) に規定する専 門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添<u>14</u>(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添<u>31</u>(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
 - 相談援助業務に従事する職員
- (7)~(10)(略)
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2<u>の3</u>第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則<u>(昭和51年労働省令第38号)</u>第20条の2第1項第1号<u>若しくは第3号イ</u>に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した

付け社援保発0409第1号) に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所<u>並び</u> <u>に</u>「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付け社援保発 0330第12号) に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所

- 就労支援員
- 被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- (4) 都道府県社会福祉協議会
 - ・ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援 発0727第2号) 別添<u>18</u>(日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する専 門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添<u>17</u>(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添<u>33</u>(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
 - 相談援助業務に従事する職員
- (7)~(10)(略)
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した 職員であって、職場適応援助を行っている者

照員であって、販場適応提助を行っている者 (12) ~ (18) (18) (19) 民間あっせん機関による業子雑組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成28年法律第110号) 第2条第5号に規定する長間あっせん機関 ・ 民間あっせん機関による菓子雑組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第36条第 1 第に規定する基子雑組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第36条第 1 第に規定する基子雑組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第36条第 1 第に規定する本子雑組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第36条第 1 第に規定する中央設備を ・ 円球保証者の設備とび通常する中央設備を ・ 一時保護権助の設備及び運営に関する基準(令和6年内期府令第27号)第18条 (「規定する児童指導員、保育主・心理療法担当協員、銀別対応職員 (21) 「市定同村子とよ家庭総合支援拠点の設備運営等について」(平成2 9年3月31日付け屋児外の331第4分号) 別第、(市区町村子とも家庭総合支援拠点の設備運営等について」(平成2 9年3月31日付け屋児外の331第4分号) 別第、(市区町村子とも家庭総合支援拠点 ・ 指助援助素務を行っている園直 (22) 子ども・芸者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・ 著書総合組設センター ・ 相助援助業務を行っている場直 (23) 児童福法法第6条の3第15項に規定する費有支援訪問事業を行っている事業所 ・ 「養育支援訪問事業免募施について」(平成29年5月29日付け屋児教の529第33号) 別継、(養育支援訪問事業実施支援)に基づく訪問支援者 (34) 児童福法第6条の3第15項に規定する報子再統合支援事業を行っている事業 所 ・ 相助援助業務を行っている職員 (25) 旅行規則第2条第1号から第1号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か ら (19) 旅行規則第2条第1号から第1号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か ら (18)		
(新設) - 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法性 第30条第1項に規定する養育等組のあっせん機関 (新設) - 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法性 第30条第1項に規定する養予線組あらせん活作及び民間あっせん機関が適切に 養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法性 第30条第1項に規定する養予線組あらせん活作及び民間あっせん機関が適切に 養子縁組のあっせんに係る実務を行うための指針(平成29年厚生労働者音示第341号)第7の一(一)に規定する者が最後行うための指針(平成29年厚生労働者音示第341号)第7の一(一)に規定する再級民徒設 (新設) - 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内限庁全第27号)第18条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (新設) - 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31日付け歴史発933第49号)別法 (市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要 謝)に基づく子と守庭総合支援拠点 - 相談援助業務を行っている職員 (新設) - 「報告支援推進法 (平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター - 相談援助業務を行っている職員 (新設) - 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児発6529第33号)別紙 (養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児発6529第33号)別紙 (養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児発6529第33号)別紙 (養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児発6529第33号)別紙 (新設) - 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児表6529第33号)別紙 (養育支援訪問事業の実施について」(新設) - 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け歴児表6529第33号)別紙 (新設) - 「養育支援訪問事業の実施と乗り」に基づく訪問支援者 (新設) - 「養育支援訪問事業の実施と乗り」に基づく訪問支援者 (新設) - 「報談援助業務を行っている職員 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	職員であって、職場適応援助を行っている者	
 (平成28年法律第110号)第2条第5号に規定する民間あっせん機関 ・ 民間あっせん機関による養子縁組あっせん言任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341号)第7の(一)に規定する報務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341号)第7の(一)に規定する中陸環境施設 (20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設 ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内総府令第27号)第18条に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等(こついて」(平成2 9年3月31日付け屋児衆9337条の号)別差(市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要捐)に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・ 相談援助業務を行っている職員 (22) 子ども著書育成支援権進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・著書総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所「看き実展訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け屋児衆6529第33号)別紙(養育支援訪問事業を施要網)に基づく訪問支援者 (34) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する教子再就合支援事業を行っている事業所」 (44) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する教子再就合支援事業を行っている事業所が設定している場員 (55) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か 	(12) ~ (18) (略)	(12) ~ (18) (略)
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第36条第1項に規定する養子縁組のあっせん直任者及び民間あっせん機関が適切に 養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341 号)第7の一(一) [規定する日談員 (新設) - 一時保護施設の設備及び運営に関すると時保護施設 - 一時保護施設の設備及び運営に関すると時保護施設 - 一時保護施設の設備及び運営に関するとは、(参加20年以上の職員 (新設) - 日本の財子とも家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31日付け屋児発の331第49号)別派(「市区町村子とも家庭総合支援拠点」設置運営要 機)に基づく子とも家庭総合支援拠点 - 相談援助業務を行っている職員 - 相談援助業務を行っている職員 - 相談援助業務を行っている職員 - 相談援助業務を行っている職員 - 「養育支援訪問事業を行っている職員 (新設) - 「養育支援訪問事業を行っている職員 (新設) - 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け屋児発の529第33号)別紙(養育支援訪問事業を行っている事業所 - 「養育支援訪問事業を務の実施について」(平成26年5月29日付け屋児発の529第33号)別紙(養育支援訪問事業を務めまた。 (新設) - イ芸援助業会の実施について」(平成26年5月29日付け屋児発の529第33号)別紙(養育支援訪問事業を第3年表の実施について」(平成26年5月29日付け屋児発の529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要網)に基づく訪問支援者(新設) - 「養育支援訪問事業実施要網)に基づく訪問支援者(新設) (新設) - ・ イ芸援助業務を行っている職員 (新設) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	(19) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	_(新設)
第36条第1項に規定する養子経組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に 養子経組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341 号)第7の一(一)に規定する一時保護施設 ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内間府令第27号)第18条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (新設) ・ 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内間府令第27号)第18条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (初設) 日付け屋児条の331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要	_(平成28年法律第110号) 第2条第5号に規定する民間あっせん機関	
養子緑組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341 号)第7の一(一)に規定する相談員 (新設) (20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設 - 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (新設) (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31日付け雇用条033第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要欄)に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所・「養育支援訪問事業を答のプロリントで見、(平成26年5月29日付け雇児発の529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要網)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 (新設) 成24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 (新設) 所述 ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	
号)第7の一 (一) に規定する相談員 (20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設 ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 (令和6年内関府令第27号)第18条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31日付け雇児発の331第49号)別添 (「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要額)に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・ 相談援助業務を行っている職員 (22) 子ども・若者育成支援推進法 (平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (33) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所 (新設) ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発の529第33号)別紙 (養育支援訪問事業実施要額)に基づく訪問支援者 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第36条第1項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に	
(20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設 (新設) ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内開府令第27号)第19条 に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (新設) (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31 日付け雇児免の331第49号)別添 (「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要 網)に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・ ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所 ・「養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 ・所 ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 ・所 ・相談援助業務を行っている職員 (新設) (25) 施行規則第2条第1号から第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業の所 (新設)	養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341	
・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条	号)第7の一(一)に規定する相談員	
に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員 (21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31 日付け屋児券0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要 網)に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・ 相談援助業務を行っている職員 (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・	<u>(20)</u> 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設	_(新設)_
(21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点・相談援助業務を行っている職員 (新設) (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若書総合相談センター・相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所・相談援助業務を行っている職員・おおいる事業を行っている事業を行っている事業を行っている事業を行っている事業を行っている事業を行っている職員・おおいる場合では、「新設」 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員・ 相談援助業務を行っている職員・ を行りから第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条	
日付け雇児条0331第49号) 別添 (「市区町村子ども家庭総合支援拠点」 網) に基づく子ども家庭総合支援拠点 ・ 相談援助業務を行っている職員 (22) 子ども・若者育成支援推進法 (平成21年法律第71号) 第13条に規定する子ども・若者総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所・「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号) 別紙 (養育支援訪問事業実施要綱) に基づく訪問支援者 (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 所・相談援助業務を行っている職員 ・ 相談援助業務を行っている職員 (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	(21) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成2 9年3月31	_(新設)_
・ 相談援助業務を行っている職員 (22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号) 別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 所 ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (4) 施設告示第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要	
(22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所・「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) ・ 「養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (34) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業を行っている事業のおける表別では、「新設」 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) (新設) (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点	
若者総合相談センター ・ 相談援助業務を行っている職員 (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所 (新設) ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号) 別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 (新設) 所 ・ 相談援助業務を行っている職員 (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	・ 相談援助業務を行っている職員	
・ 相談援助業務を行っている職員 (23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所・「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号) 別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所・相談援助業務を行っている職員 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (新設) (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	(22) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・	_(新設)_
(23) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所 (新設) ・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33 号) 別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (新設) (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 所 (新設) ・ 相談援助業務を行っている職員 (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	<u>若者総合相談センター</u>	
・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33 号) 別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 所 ・ 相談援助業務を行っている職員 (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (新設) (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	・ 相談援助業務を行っている職員	
号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者 (24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 (新設) 所 ・ 相談援助業務を行っている職員 (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	<u>(23)</u> 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所	_(新設)_
(24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業 (新設) 所 ・ 相談援助業務を行っている職員 (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (新設) (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	・ 「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33	
<u>所</u> <u>・ 相談援助業務を行っている職員</u> (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者	
<u>・ 相談援助業務を行っている職員</u> (25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か (19) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	(24) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業	_(新設)_
	<u>所</u>	
	・ 相談援助業務を行っている職員	
ら <u>(24)</u> までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設 ら <u>(18)</u> までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設と	(25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か	<u>(19)</u> 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)か
	ら <u>(24)</u> までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設	ら <u>(18)</u> までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設と
として厚生労働大臣が個別に認めた施設 して厚生労働大臣が個別に認めた施設	として厚生労働大臣が個別に認めた施設	して厚生労働大臣が個別に認めた施設
・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員	・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員	・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員
4~5 (略)	4~5 (略)	4~5 (略)

- 6 1から4(3<u>(25)</u>を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する 職種以外の職種に係る業務の報告次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、 (1)または(2)により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に疑義 がある場合には報告を取下げさせることがある。
 - ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
 - ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。

(1)・(2) (略)

7 3 (25) に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1)または(2) により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

・ 1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(1)・(2) (略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)

- 6 1から4(3<u>(19)</u>を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する 職種以外の職種に係る業務の報告次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、 (1)または(2)により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に疑義 がある場合には報告を取下げさせることがある。
 - ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
 - ・ 1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。

(1)・(2) (略)

7 3 (19) に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1)または(2) により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

• 1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(1)・(2) (略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)